

## 三木市建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

### 1 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

#### 【主要な工事材料】

「鋼材類」、「燃料油」に分類される工事材料

#### 【スライド適用の対象工事】

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて材料費を再積算した場合に、請負金額よりも 1% 以上変動する工事

### 2 スライド条項の適用手続

#### (1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の 2 月前までに請求 → 工期末に変更契約

#### (2) 証明書類の提出（必須）

請負者は、請負者が実際に購入した材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

（注）燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむをえない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

### 3 スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕現場に搬入された月の実勢価格

（注）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕購入された月の実勢価格

（注 1）複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

（注 2）月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

### 4 スライド額の計算で用いる対象数量

#### (1) 設計図書に記載された数量

#### (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

#### (3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

### 5 スライド額（S）の計算

【鋼材類】（搬入月の実勢価格－設計時点での実勢価格）× 対象数量（上記 4）…（注 2）

＋） 【燃料油】（購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格）× 対象数量（上記 4）…（注 2）

－） スライド前の請負代金額 1% 相当額

スライド額（S）

（注 1）上記計算式において、鋼材類及び燃料油の両方について請負代金額の 1% 相当額以上の変動があった場合には合算の対象となりますが、どちらか一方について請負代金額の 1% 相当額以上の変動がない場合は変動があった一方のみが算定の対象となります。

（注 2）請負者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

### 6 その他

#### (1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払※の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

※請負者の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適応対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

#### (2) 工期末が平成 20 年 10 月 31 日以前である工事についての適用申請は、8 月 29 日までに申請することが必要